



前年度に返還した奨学金の1/2（上限10万円）を

（前年度の住民登録期間が1年未満の場合は、住民登録の月数で按分）

補助します

奨学金返還 補助制度

ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金

【対象者】以下のすべてを満たす方（主なもの抜粋）

- ☐ 大学・短期大学・専修学校在学中に奨学金貸与を受け、平成27(2015)年3月以降に卒業
- ☐ 平成27（2015）年4月1日以降に奨学金の返還を開始
- ☐ 返還計画にのっとり返還を開始した月から起算して60か月分以内に前年度返還分が属する。
- ☐ 前年度から申請日まで継続して柏崎市に住民登録があり、柏崎市内に住んでいる
- ☐ 前年度に奨学金を滞納なく返還している
- ☐ 柏崎市民税の所得割または均等割が課税されている
- ☐ 国家公務員または地方公務員でない※
- ☐ 転勤等による一時的な住民登録でない

※公務員の場合、当該補助制度の対象外ですが、「柏崎市奨学金」を償還している方については「柏崎市奨学金償還補助制度」の補助対象となる可能性があります。教育総務課（☎0257-21-2360）までお問い合わせください。

【補助金額】

前年度に返還した奨学金の1/2 （上限10万円）

- ※1,000円未満切捨て
- ※前年度の住民登録期間が1年未満の場合は、住民登録の月数で按分
- ※繰上返還については対象外

詳細はQRコードをスキャンし、
ホームページを御覧ください。



柏崎市ホームページ

【申請期間】

令和2（2020）年7月1日から
令和3（2021）年3月31日まで

【申請時に必要な書類】

- | | | |
|---|---|------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 申請日現在の住民票の写し2 令和2年度市県民税課税証明書3 納税証明書（完納証明）4 前年度の奨学金償還額を証明する書類（対象部分の通帳の写し）5 補助金振込口座確認書類（通帳の金融機関・支店・口座番号等記載部分の写し）6 初回申請時のみ奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するものの写し（支払回数、支払予定年月日、割賦金額がわかるもの） | } | 市役所で取得することができます。 |
|---|---|------------------|

※令和3（2021）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

補助金の申込み・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-21-2311 まで